

- 注 1 この申請書には、次の書類を添付してください。ただし、他の条例による課税免除を受ける場合で当該申請書にこれらの書類を添付しているときは不要です。
- (1) 新設又は増設をした対象施設の取得価額等の明細書
 - (2) 年次別売上高調
 - (3) 従業者名簿
 - (4) 建物各階の平面図、簡単な対象施設全体の平面見取図及び対象施設の新設又は増設に伴い取得した償却資産(設備)の配置見取図
 - (5) 直近前1年間の営業報告書(株主総会提出のもの等)又は貸借対照表及び損益計算書
 - (6) 事業所案内等パンフレット(作成していない場合は、不要です。)
 - (7) 法人にあつては、法人税法施行規則別表16の(1)及び(2)の写し
個人にあつては、所得税の確定申告書に添付する収支内訳書の写し
 - (8) 固定資産の明細となる書類及び償却資産の賃借に要した経費が対象となる場合は、その契約書、勘定元帳等の写し
 - (9) その他県税事務所長が必要と認めた書類
- 2 1に掲げる書類のうち事業税等の課税免除申請書に添付しているものは、この申請書に添付する必要がありません。
- 3 この申請書は、事業税の申告書の提出期限までに提出してください。

様式第4号(第8条関係)

課税免除
申請書
固定資産税の
不均一課税

年 月 日

県税事務所長 様

申請者 所在地(個人にあつては、住所)

名称及び代表者の氏名(個人にあつては、氏名) ㊟

この申請について応答する者

氏名

電話

佐賀県企業立地の促進に関する条例第6条の規定による固定資産税の(課税免除・不均一課税)を次のとおり申請します。

① 課税免除等の適用を受けようとする事業所	所在地		
	名称		
	佐賀県企業立地促進特区指定の日	年	月 日
	対象事業(内容)		
	県又は市町村との立地協定締結日	年	月 日
	操業等開始年月日	年	月 日
	新設又は増設の別	新設	増設
事業年度又は年	・ ・ から ・ ・ まで		
② 新設又は増設(地方税法第341条に規定する家屋及び償却資産に限る。)をした対象施設の取得価額及び償却資産の賃借に要した経費(佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則第4条第3号及び第4号に規定する施設に限る。)の合計額			円
③ 新設又は増設をした対象施設に係る新規地元雇用者数			人
④ 課税免除又は不均一課税の別	(課税免除・不均一課税)		年目
償却資産の決定価額 (イ)	円	課税免除等の対象となる償却資産の評価額 (ニ)	円
市町村の課税限度額 (ロ)	千円	県が課税免除等を行う課税標準額 (ニ) × $\frac{(ハ)}{(イ)}$ (ホ)	千円
県が課する固定資産税の課税標準額 (イ) - (ロ) (ハ)	千円	税率 (ヘ)	
		課税免除等の額 (ホ) × (ヘ)	円

- 注 1 この申請書には、初年度に限り次の書類を添付してください。ただし、他の条例による課税免除を受ける場合で当該申請書にこれらの書類を添付しているときは不要です。
- (1) 新設又は増設をした対象施設の取得価額等の明細書
 - (2) 年次別売上高調
 - (3) 従業者名簿
 - (4) 建物各階の平面図、簡単な対象施設全体の平面見取図及び対象施設の新設又は増設に伴い取得した償却資産(設備)の配置見取図
 - (5) 直近前1年間の営業報告書(株主総会提出のもの等)又は貸借対照表及び損益計算書
 - (6) 事業所案内等パンフレット(作成していない場合は、不要です。)
 - (7) 法人税法施行規則別表16の(1)及び(2)の写し
 - (8) 固定資産の明細となる書類及び償却資産の賃借に要した経費が対象となる場合は、その契約書、勘定元帳等の写し
 - (9) その他県税事務所長が必要と認めた書類
- 2 1に掲げる書類のうち事業税等の課税免除申請書に添付しているものは、この申請書に添付する必要がありません。
- 3 この申請書は、固定資産税の申告書の提出期限までに提出してください。

佐賀県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第十六号

佐賀県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県卸売市場条例施行規則（昭和四十七年佐賀県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。
第二条の次に次の一条を加える。

第二条の次に次の一条を加える。

（委託手数料に関する事項）

第二条の二 条例第三条第四号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 委託手数料の徴収の方法に関する事項
- 二 委託手数料の額の決定に関する事項
- 三 委託手数料の額の周知に関する事項
- 第十二条に次の二号を加える。

四 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人に対して卸売をする場合であつて、当該契約において卸売の対象となる生鮮食品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（一月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められているとき。

五 卸売業者が、農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含

む。）をいう。）及び食品製造業者等（生鮮食品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であつて、当該契約において卸売の対象となる生鮮食品等の品目、数量の上限及び卸売の実施期間（一月以上一年未満のものに限る。）が定められているとき。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の次に一条を加える改正規定（第二条の二第二号及び第三号に係る部分に限る。）は、平成二十一年四月一日から施行する。

佐賀県改良普及員資格試験条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。
平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第十七号

佐賀県改良普及員資格試験条例施行規則を廃止する規則

佐賀県改良普及員資格試験条例施行規則（昭和三十八年佐賀県規則第七十四号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
（合格証書の再交付に関する経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による廃止前の佐賀県改良普及員資格試験条例施行規則（以下「旧規則」という。）第七条第一項の規定により交付さ

れた合格証書の再交付については、旧規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

佐賀県林業改良指導員資格試験条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第十八号

佐賀県林業改良指導員資格試験条例施行規則を廃止する規則

佐賀県林業改良指導員資格試験条例施行規則（昭和四十三年佐賀県規則第六十二号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

（合格証書の再交付に関する経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による廃止前の佐賀県林業改良指導員資格試験条例施行規則（以下「旧規則」という。）第六条第一項の規定により交付された合格証書の再交付については、旧規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

佐賀県都市計画法施行条例施行規則をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第十九号

佐賀県都市計画法施行条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、佐賀県都市計画法施行条例（平成十五年佐賀県条例第二

十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（規則で定める土地の区域）

第二条 条例第四条第一項第一号の規則で定める土地の区域は、条例第六条第一項第一号の規定により指定した土地の区域とする。

（建築物の算定方法）

第三条 条例第四条第一項第三号及び第六条第一項第一号への規定による建築物の算定は、次の方法で行うものとする。

一 条例第四条第一項又は第六条第一項第一号に規定する市町長の申出が行われた年の一月一日（区域区分により新たに市街化調整区域に編入された日の属する年に申出が行われた場合にあつては、当該編入された日）に現存している建築物を算定すること。

二 用途上不可分の関係にある二以上の建築物は、一として算定すること。

（建築物の集積度）

第四条 条例第四条第一項第四号及び第六条第一項第一号トに規定する建築物の集積の程度は、指定する土地の区域内の建築物の敷地の面積の合計が当該指定する土地の区域の面積（道路、水路、公園その他の公共施設の敷地及び湿地、崖その他建築物の敷地として適当でない土地（以下「公共施設等」という。）の面積を除く。）の二分の一以上であることとする。

（主要な道路等）

第五条 条例第四条第一項第五号の規則で定める主要な道路及び規則で定める区域外の道路並びに第六条第一項第一号チの規則で定める道路及び規則で定める区域外の道路は、幅員四メートル以上の道路とする。

（排水施設）

第六条 条例第四条第一項第六号及び第六条第一項第一号リの規則で定める排水施設は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第一号に規定する下水を有効に排出し、かつ、知事が指定する土地の区域及びその周辺に溢

水等による被害が生じないように排出する構造及び能力を有する排水施設とする。

(規則で定める一戸建ての専用住宅)

第七条 条例第五条及び第六条第一項第一号の規則で定める一戸建ての専用住宅は、高さ十メートル以下の一戸建ての専用住宅とする。

(規則で定める用途)

第八条 条例第五条の規則で定める用途は、建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)別表第二の(イ)の項に掲げる建築物で高さが十メートル以下のものの用途とする。

(規則で定める区域)

第九条 条例第六条第一項第一号二の規則で定める土地の区域は、条例第四条第一項の規定により知事が指定した土地の区域とする。

(人口の減少、高齢化又は少子化の要件)

第十条 条例第六条第一項第一号ホの人口の減少、高齢化又は少子化の要件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 知事が指定する土地の区域内の集落等の人口が減少していること。
- 二 知事が指定する土地の区域内の集落等において、同号の申出を行った年の一月一日現在の人口に対する六十五歳以上の人口の割合が、県の平均値を上回っていること。
- 三 知事が指定する土地の区域内の集落等において、同号の申出を行った年の一月一日現在の人口に対する十四歳以下の人口の割合が、県の平均値を下回っていること。

(規則で定める規模)

第十一条 条例第六条第一項第二号の規則で定める規模は、次に掲げるとおりとする。

- 一 条例第六条第一項第二号イの開発行為にあつては、五百平方メートル
- 二 条例第六条第一項第二号ロの開発行為にあつては、土地収用法第三条各号に規定する事業の施行により移転の対象となった建築物の敷地の面積の

一・五倍又は三百三十平方メートル
(申出の手続)

第十二条 条例第四条第一項及び第六条第一項第一号の規定による市町長の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書により行ふものとする。

- 一 申出の理由
- 二 区域の名称
- 三 区域の所在
- 四 区域の面積
- 五 建築物の連たん数
- 六 区域内の公共施設の整備状況
- 七 区域内の建築物の集積度
- 八 区域内の集落等の人口の減少数並びに六十五歳以上及び十四歳以下の人口の割合(条例第六条第一項第一号の申出の場合に限る。)
- 2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 区域の位置及び範囲を示す図面(条例第四条第一項の申出の場合にあつては、市街化区域からの距離を明示したものに限る。)
 - 二 区域内における土地の地番、地積及び地目
 - 三 区域内における公共施設の整備状況を示す図面(道路の場合にあつては、幅員を明示したものに限る。)
 - 四 区域内における公共施設等の面積を除いた土地の面積及び建築物の集積度が確認できる書類
 - 五 区域内における既存建築物の位置及び敷地の範囲を示す図面。ただし、建築物の敷地相互間の距離の最大を示したものに限る。
 - 六 区域を定める基礎となった土地の範囲並びに既存建築物の位置及び敷地の範囲を示す図面。ただし、建築物の敷地相互間の距離の最大を示したものに限る。
 - 七 前号に規定する土地の範囲内における既存建築物の建築日が確認できる書類

八 市町が策定した土地利用に関する計画（条例第六条第一項第一号の申出の場合に限る。）

九 指定を受けようとする区域内の集落の住民の合意を得ていることを示す書類（条例第六条第一項第一号の申出の場合に限る。）

十 その他知事が必要と認める書類

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第二十号

佐賀県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県立都市公園条例施行規則（昭和三十六年佐賀県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 森林公園の野球場（以下単に「野球場」という。）に広告物を掲出する

場合には、広告物の種類、個数、規格、寸法、色彩及び意匠の概要を記載した計画書

第十六条を第十九条とし、第四条から第十五条までを三条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の三条を加える。

（広告物掲出の基準等）

第四条 広告物を掲出しようとする者は、公園が公共施設であることに十分留意し、当該広告物が野球場と調和する色彩及び意匠となるよう配慮しなければならない。

2 広告物は、野球場のスコアボード、フェールボールの周囲その他の競技の支障となる部分に掲出してはならない。

3 広告物の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 美観を損なうものでないこと。

二 公の秩序又は善良な風俗を害するものでないこと。

三 競技及び観覧に支障を来すものでないこと。

四 政治的又は宗教的な主張を目的とするものでないこと。

五 その他公共の目的に照らし、不適當なものでないこと。

第五条 野球場のグラウンドフェンスに掲出する広告物は、グラウンドフェンスに直接描くものとし、その寸法は、縦一・五メートル以下、横十メートル以下とする。

2 グラウンドフェンスに広告物を描く際に使用する塗料は、白色とする。ただし、太陽光、照明等に反射するものを使用してはならない。

第六条 野球場のグラウンドフェンス以外の場所に掲出する広告物（以下この条において「その他の広告物」という。）の掲出に係る条例第四条第一項の許可を受けることができる者は、条例第五条の二の許可を受けて野球場を利用する者とする。

2 その他の広告物を掲出することができる場所は、野球場の外周フェンスの内側の場所で、かつ、グラウンドフェンスの外側の場所とする。

3 その他の広告物の種類及び規格又は寸法は、別表のとおりとする。附則の次に次の別表を加える。

別表（第六条関係）

広告物の種類	規格又は寸法
一 壁面広告	一の広告物の表示面積が三十平方メートル以下のもの
二 横断幕及び懸垂幕	幅が一メートル以下のもの、長さが十メートル以下のもの
三 立看板	幅が一メートル以下のもので、長さが四メートル以下のもの

四 旗及びのぼり

縦が二メートル以下のもので、横が一メートル以下のもの

備考

一 この表において「壁面広告」とは、工作物の壁面に物件を用いて平面的に表示される広告物をいう。

二 この表において、「横断幕及び懸垂幕」とは、布製又はビニール製のものに表示される広告物で、工作物に固定されるものをいう。

三 この表において「立看板」とは、木わくに紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、若しくは塗装したものに表示される広告物で、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物に立て掛けられたものをいう。

四 この表において「旗及びのぼり」とは、紙製、布製又はビニール製のものに表示される広告物で、竿又は紐を用いて高く掲げるものをいう。

様式第二号中「(第2条、第4条、第5条、第7条、第8条)」に改める。

様式第四号及び様式第五号中「(第4条)」を「(第7条)」に改める。

様式第六号中「(第5条)」を「(第8条)」に改める。
様式第七号中「(第7条)」を「(第10条)」に改める。

様式第八号から様式第十二号までの規定中「(第9条)」を「(第12条)」に、「(第9条の2)」を「(第12条の2)」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十一号

佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県屋外広告物条例施行規則(昭和三十九年佐賀県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「場所を」を「場所(佐賀市の区域に係る地域又は場所を除く。以下この項において同じ。)を」に改め、同条第二項中「前項の」を「前二項の」に、「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

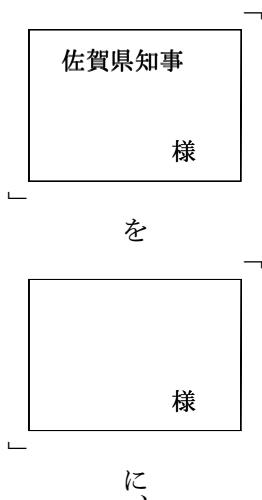
2 条例第二十二条の規定により読み替えて適用する条例第五条の規定により佐賀市長の許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書二通に前項各号に掲げる書類を添えて、佐賀市長に申請しなければならない。

第四条第一項中「知事は、第二条」を「知事又は佐賀市長は、第二条第一項又は第二項」に、「交付する」を「交付する」に、「行ない」を「行ない」に改め、同条第二項中「知事は、第二条」を「知事又は佐賀市長は、第二条第一項又は第二項」に改める。

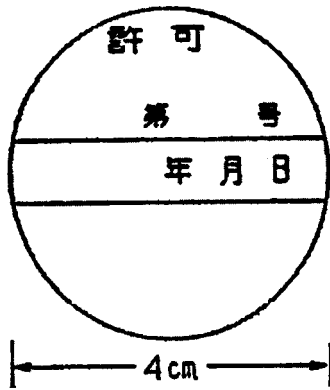
第七条の二中「土木事務所」を「土木事務所又は佐賀市役所」に、「所轄土木事務所」を「所轄土木事務所等」に改める。

第七条の三第一項中「所轄土木事務所」を「所轄土木事務所等」に改める。
第七条の六中「知事」の下に「又は佐賀市長」を加える。

別記第一号様式中



第二号様式(第4条関係)



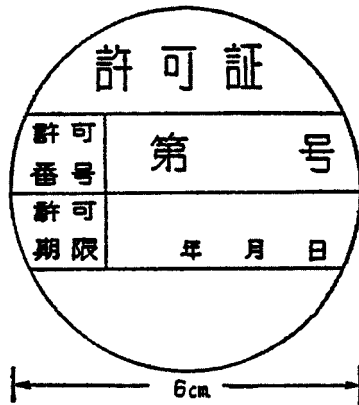
に改める。
 別記第二号様式から別記第四号様式までを次のように改める。

許可の条件又は不許可及びその理由	
------------------	--

を

許可の条件又は不許可及びその理由	<p>この処分に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事・佐賀市長に対して異議申立てをすることができます。 また、この処分を知つた日の翌日から起算して6月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。）・佐賀市(代表者は佐賀市長となります。)を被告として取消訴訟を提起することができます。</p>
------------------	---

第四号様式(第4条関係)



別記第五号様式及び別記第六号様式中

第三号様式(第4条関係)

許可証(年度)	
許可番号	第 号
許可期限	年 月 日

佐賀県知事 様

を

様

に

許可の条件

許可の条件

この処分不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事・佐賀市長に対して異議申立てをすることができません。また、この処分を知つた日の翌日から起算して6月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)、佐賀市(代表者は佐賀市長となります。))を被告として取消訴訟を提起することができます。

に改める。

別記第九号様式中「副田様」を「副田様」に、

佐賀県知事
様

を

様

に改め、同様式の注の2中「副田様」を

「副田」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十二号

知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が管理する公文書の開示等に関する規則(昭和六十二年佐賀県規則第四十一条)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十三条」を「第二十七条」に改める。

第二条第三号ハ中「シー・ディー・アール」の下に「エム・オーディスク」を加える。

第三条第一項中「区分」の下に「及び写し等の交付を希望する場合の交付の方法の区分」を加える。

第七条第一項第二号中「又は第二号」を「、第二号又は第三号」に改める。

第十条の見出し中「通知書」を「通知書等」に改め、同条中「第十八条」を「第十八条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第十八条第二項の規定による通知は、決定期限延長通知書(様式第十三号)により行うものとする。

第十一条中「第十九条」を「第二十三条」に改める。
様式第一号中

開示の方法の区分	1 閲覧	2 聴取
	3 視聴	4 写し等の交付

を

開示の方法の区分	1 閲覧	2 聴取
	3 視聴	4 写し等の交付
写し等の交付を希望する場合の交付方法の区分	1 窓口での交付	2 郵送等による交付

に

改め、同様式の注の2中「開示の方法の区分欄」の次に「及び写し等の交付を

希望する場合の交付方法の区分欄」を照し、回覧中のものは、その旨を記す。

3 電子メールによる交付を希望する場合は、電子メールアドレスを記入してください。

第12号「請求のあった公文書の開示」や「開示請求のあった公文書」の件。

第13号「請求のあった公文書の開示」や「開示請求のあった公文書」の件。

「なお、この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して異議申立てをすることができません。」

「なお、この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して異議申立てをすることができません。」

また、この決定があつたことを知つた日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができません。」

第14号「請求のあった公文書」や「開示請求のあった公文書」の件。

「なお、この決定に不服がある場合には、この通知があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して異議申立てをすることができません。」

「なお、この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して異議申立てをすることができません。」

また、この決定があつたことを知つた日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができません。」

第15号。

第16号「請求のあった公文書」や「開示請求のあった公文書」の件。

「なお、この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して異議申立てをすることができません。」

「なお、この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して異議申立てをすることができません。」

また、この決定があつたことを知つた日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができません。」

第17号。

第18号「請求のあった公文書」や「開示請求のあった公文書」の件。

第19号「又は第2号」や「第2号又は第3号」の件。

第20号。

「なお、この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して異議申立てをすることができませんが、開示の実施を停止するためには、開示を実施する日までに異議申立てと併せて執行停止の申立てをする必要があります。」

「なお、この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して異議申立てをすることができませんが、開示の実施を停止するためには、開示を実施する日までに異議申立てと併せて執行停止の申立てをする必要があります。」

また、この決定があつたことを知つた日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができません。」

改める。

様式第十二号中「佐賀県情報公開審査会」を「佐賀県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

様式第十二号に次の一様式を加える。

様式第13号(第10条関係)

決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事



次の不服申立てについては、決定する期間を延長したので、佐賀県情報公開条例第18条第2項の規定により通知します。

不服申立ての対象となつた決定	年 月 日
	(決定の内容)
佐賀県情報公開条例第18条第2項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当部局	
	電話番号(代表) (内線)
備考	

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十三号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十四年佐賀県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第十九条第四項」を「第十九条第五項」に改める。

第五条の次に次の二条を加える。

（個人情報開示決定等期間特例延長通知書）

第五条の二 条例第十七条の二後段の規定による通知は、個人情報開示決定等期間特例延長通知書（様式第八号の二）により行うものとする。

（個人情報開示請求事案移送通知書）

第五条の三 条例第十七条の三後段の規定による通知は、個人情報開示請求事案移送通知書（様式第八号の三）により行うものとする。

第六条第一項及び第二項中「第十八条第一項」の下に「及び第二項」を加え、

同条第三項中「第十八条第二項」を「第十八条第三項」に改める。

第十二条の次に次の三条を加える。

（個人情報訂正決定等期間特例延長通知書）

第十二条の二 条例第二十四条の二後段の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（様式第十五号の二）により行うものとする。

（個人情報訂正請求事案移送通知書）

第十二条の三 条例第二十四条の三第一項後段の規定による通知は、個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第十五号の三）により行うものとする。

（個人情報の訂正決定に関する通知書）

第十二条の四 条例第二十四条の四の規定による通知は、個人情報の訂正決定に関する通知書（様式第十五号の四）により行うものとする。

第十三条の見出しを「（個人情報の利用停止請求）」に改め、同条第一項中「是正の申出」を「利用停止請求」に改め、同条第二項中「申出書」を「利用停止請求書」に、「取扱是正申出書」を「利用停止請求書」に改める。

第十四条を次のように改める。

（個人情報利用停止決定通知書等）

第十四条 条例第二十七条第二項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

一 個人情報の全部を利用停止する決定 個人情報利用停止決定通知書（様式第十七号）

二 個人情報の一部を利用停止する決定 個人情報部分利用停止決定通知書（様式第十七号の二）

2 条例第二十七条第三項の規定による通知は、個人情報利用不停止決定通知書（様式第十七号の三）により行うものとする。

3 条例第二十七条第四項において準用する条例第十七条第四項の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間延長通知書（様式第十七号の四）により行うものとする。

第十四条の次に次の一条を加える。

（個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書）

第十四条の二 条例第二十八条後段の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第十七条の五）により行うものとする。

第十五条の見出し中「通知書」を「通知書等」に改め、同条中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第三十一条第二項の規定による通知は、決定期間延長通知書(様式第十九号)により行うものとする。
様式第二号中

部(局)・所	係
課	
電話番号(代表)	
(内線)	

や

電話番号(代表)	
(内線)	

ひらがな。

様式第三号中「請求のあった個人情報の開示」や「開示請求のあった個人情報」ひ

部(局)・所	係
課	
電話番号(代表)	
(内線)	

や

電話番号(代表)	
(内線)	

ひらがな、回覧の

注に次のように記載する。

4 佐賀県個人情報保護条例第19条第4項の規定により、この通知があった日から30日を経過すると開示を受けることができなくなります。正当な理由によりこの期間内に開示を受けることができない場合は、担当部署へ御連絡ください。

様式第四号中「請求のあった個人情報の開示」や「開示請求のあった個人情報」ひ

報」ひ

「なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して異議申立てをすることができません。」

「なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して異議申立てをすることができません。」

ひ

また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告として取消訴訟を提起することができません。」

部(局)・所	係
課	
電話番号(代表)	
(内線)	

や

電話番号(代表)	
(内線)	

ひらがな、回覧の

注に次のように記載する。

5 佐賀県個人情報保護条例第19条第4項の規定により、この通知があった日から30日を経過すると開示を受けることができません。正当な理由によりこの期間内に開示を受けることができない場合は、担当部署へ御連絡ください。

様式第五号中「請求のあった個人情報の開示」や「開示請求のあった個人情報」ひ

「なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して異議申立てをすることができません。」

「なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して異議申立てをすることができません。」

また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。」

部(局)・所	課
電話番号(代表)	
(内線)	

電話番号(代表)	
(内線)	

「開示請求のあった個人情報」
 「なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して異議申立てをすることができません。」

「なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して異議申立てをすることができません。」

また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。」

部(局)・所	課
電話番号(代表)	
(内線)	

電話番号(代表)	
(内線)	

部(局)・所	課
電話番号(代表)	
(内線)	

次に次の二様式を加える。

に改め、同様式の

様式第8号の2（第5条の2関係）

個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事

印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、佐賀県個人情報保護条例第17条の2の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
佐賀県個人情報保護条例第17条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
開示請求に係る個人情報のうち相当の部分について開示決定等をする期間	年 月 日まで
残りの個人情報について開示決定等をする期間	年 月 日まで
延長の理由
担当部局	電話番号（代表） (内線)
公開窓口の電話番号	(代表) (内線)
備考

様式第8号の3（第5条の3関係）

個人情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事

印

年 月 日付で開示請求のあった個人情報については、佐賀県個人情報保護条例第17条の3の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
移送をした実施機関	
移送をした実施機関の 担当部局	電話番号（代表） (内線)
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関 の担当部局	電話番号（代表） (内線)
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
備 考	

注 本件開示請求に係る開示決定等については、移送を受けた実施機関が行います。御不明な点は、移送を受けた実施機関の担当部局にお問い合わせください。